

社会倫理研究奨励賞 取扱要領

第一条「本賞の目的」

- ① 南山大学社会倫理研究所（以下、研究所と略記する。）は、社会倫理に関する研究の促進並びに普及に資するための事業の一環として、若手研究者による同分野における優れた研究で、南山大学の建学の精神に合致する業績論文に対して、社会倫理研究奨励賞（以下、研究奨励賞と略記する。）及び副賞（給付研究奨励金三十万円）を授与することとする。
- ② 本事業遂行のため寄付金をお寄せいただいた元研究所員の名前を略称として取扱標題に使用する。

第二条「受賞対象」

- ① 応募締切は、前年十二月一日より当年十一月三十日までに日本語で公刊された論文を受賞対象とする。但し、奥付に記された発行時期と実際の発行時期が異なる場合の扱いは、研究所内に設置される予備審査委員会が決定する。
- ② 連載論文については、当該論文最終号が発行された月日を論文全体の発行日として取り

扱う。

- ③ 賞対象者の年齢は、原則として論文刊行時四十歳未満とする。
- ④ 応募は、自薦及び他薦とする。自薦の場合には本人による八百字以内の要約を、他薦による場合には推薦文を添付することを要する。

第三条「選定委員会及び予備審査委員会」

- ① 研究所は、研究奨励賞を選定するために、選定委員会及び予備審査委員会を設置する。
- 1 選定委員会は、学外からの委員長一名、学外委員一名、学内委員三名の合計五名でこれを構成する。
- 2 予備審査委員会は、研究所所長及び研究所第一種研究所員で構成する。予備審査委員会には、必要に応じて第二種研究所員を充当することができる。
- 3 予備審査委員会は、一次審査として、候補論文の中から五篇を選定する。
- ② 選定委員会の委員長及び委員の任期は一年とし、再任を妨げない。
- ③ 授賞論文の決定は、一次審査によって選定された五篇の候補論文の中から、毎年二月に開催される選定委員会において、委員長及び

選定委員による協議に基づいて行う。

- ④ 委員長は、決定後直ちに研究所に審査結果を選定理由とともに通知する。
- ⑤ 候補論文が多数の場合には、選定委員会による選定作業に先立って、予備審査委員会に予備選考を実施させることができる。

第四条「授賞式」

- ① 研究所所長は、研究所を代表して、毎年三月下旬までに、研究奨励賞の受賞者を南山大学内で表彰する。
- ② 授賞式において、受賞者は記念講演を行うこととする。

第五条「結果公表」

審査結果は、『時報しゃりんげん』（毎年五月発行予定）に掲載する。

第六条「個人情報取扱」

- ① 本賞の審査過程（第二条④）において入手した個人情報、審査の目的に資するよう適切に使用するものとし、目的外使用を禁ずる。
- ② 取扱についての詳細は、南山大学個人情報保護に関するガイドラインに拠る。
- 附則 この取扱要領は、二〇〇七年四月一日より施行する。